

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十一号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第八号の三(四)中「第百十三条の二第一項」を「第百十三条の三第一項」に改め、同号(七)中「第百十三条の二第二項」を「第百十三条の三第二項」に改める。

附 則

この条例は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十九号）附則第一条に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。